交通災害共済に加入を

思いがけない事故に備えて1日1円

見舞金は最高100万円まで

思いがけない交通災害に備えて「交通災害共済」に加入しましょう。

この制度は、交通事故による死亡、傷害に見舞金を支払うものです。

共済期間は一年間で、災害の程度により最高百万円まで見舞金が支払われます。

手続きは、掛金一人当たり三百三十円（三百六十五円のうち三十五円を市が補助）を持って、三月三十一日（土）までに、市民安全課へお申し込みください。ただし、土曜日の午後、日曜・祝日は除きます。

また、別表のとおり、出張受付をしますので、みなさんのお近くの所で早目に手続きをお済ませください。

〔お問い合わせ〕
市民安全課交通防災係
内線　二三五

▼交通災害共済加入手続き受付日程表

日	時間	場所
3月12日(月)	午後1時30分～4時	上植野事務所
13日(火)	午前9時30分～11時30分	向日事務所
	午後1時30分～4時	鶏冠井事務所
14日(水)	午前9時30分～午後4時	寺戸公民館
15日(木)	午前9時30分～11時30分	西向日事務所
	午後1時30分～4時	物集女公民館
16日(金)	午後1時30分～4時	森本事務所

▲国民健康保険証更新手続き受付日程表

国民健康保険証

更新手続きは3月中に

現在ご使用中の国民健康保険証（ふじ色）は、三月末日で有効期限が切れ、四月からは新保険証（浅黄色）でないと医療機関にかかれません。

三月一日から、旧保険証と交換に、新保険証をお渡ししますので、旧保険証と印鑑をもって市保険年金課で更新手続きを必ず三月中にお済ませください。

また、更新手続きの出張受付を、上表の交通災害共済の出張受付と同じ日時・場所で行います。最寄りの場所をご利用ください。

なお、向日台の方と、表の日程で手続きのできない方は、市保険年金課までお越しください。

〔お問い合わせ〕
保険年金課国保係
内線　二二八

縦覧期間が変更

固定資産税課税台帳

毎年三月に固定資産税課税台帳を縦覧していただいていますが、今年は三月末日までに税制改正が予想されますので、税制改正をまって縦覧していただくよう現在検討中です。

なお、予定では、四月十三日（木）～五月一日（火）までとなっています。

詳しくは、来月の広報向日市でお知らせします。

違反広告物を除去します

最近、許可を受けていない屋外広告物が増えてきたため美観を損い、また、通行の支障にもなっています。

乙訓土木工営所では、三月十三日に、府下南部の工営所とともに一斉に無許可の立看板、ポスター、はり札などを除去する予定です。

広告物に関しては、京都府屋外広告物条例があり、広告物を出されるとき、または相談のあるときは、乙訓土木工営所技術第二課管理担当までご連絡ください。

☎九三一―二一五五

確定申告無料相談を開催

税理士による所得税の確定申告についての無料相談を次のとおり行います。

▽ところ　向日市商工会館（競輪場前）

▽とき　三月二日（金）五日（月）～九日（金）いずれも午前九時三十分～午後四時

お気軽にご利用ください。

電話でも頼めます

住民票謄抄本の出前制度

みなさんは、住民票謄抄本の出前制度をご存じですか？

これは、市役所に来られなくても、お勤めの行き帰りに、また、電話で頼んでおくだけで住民票の謄抄本が、あなたの近くの取次所でもらえるという、大変便利な制度です。

どしどしご利用ください。

なお、取次所は次の三箇所です。

◆国鉄向日町駅前
西川時計店
▼取扱時間
⊙受付…市役所就業時間中
⊙交付…取次所開店時間中
平日…午前十時までの申請分は当日交付（これ以降の分は翌日交付）

◆阪急東向日駅前
森川（かどや）手芸店
▼取次所へ直接請求の場合（休日は除きます）
⊙受付…取次所開店時間中
⊙交付…取次所開店時間中
平日…午前十時までの申請分は当日交付（これ以降の分は翌日交付）

◆阪急西向日駅前
山口たばこ店
▼取次所へ直接請求の場合（休日は除きます）
⊙受付…市役所就業時間中
⊙交付…平日午後二時三十分までの申請分は当日交付。土曜日午前九時三十分までの申請分は当日交付（これ以降の分は翌日交付）

注意＝印鑑証明、戸籍謄抄本その他の諸証明は請求できません。

〔お問い合わせ〕
市民課窓口係
内線　二一四

消費者相談コーナー

専門の相談員が商品の品質や安全性など、消費生活全般について、不審な点や疑問などの相談に応じます。お気軽にお越しください。

また、相談は電話、手紙でも受け付けます。

▼とき　毎週火曜日　午後一時～四時（相談日以外は市民安全課まで）
▼ところ　市役所市民相談室（一階）
▼お問い合わせ
市民安全課消費生活係
内線　二三五

バスポートを申請されるみなさんへ

京都府旅券事務所は、四月二日（月）から次の場所へ移転します。

▽移転先
京都市中京区烏丸通錦小路北西角　京都錦ビル四階

▽駐車場（民間有料施設）
収容能力に限りがありますので、車でのご来所はできるだけご遠慮ください。

▽取扱時間
⊙平日…午前九時～十一時三十分・午後一時～四時
⊙土曜日…午前九時～十一時三十分

▽注意
三月三十一日（土）午前十一時三十分までは、府庁旧館で取り扱っています。

向日市の略史 ㊴

太政官の院の垣

―長岡京（その22）

やや話が前後するが、延暦四年（七八五）七月二十三日従七位上大秦公忌宅守（うずまさのいみきやかもり）に従五位下を授けた。「太政官の院の垣」を築いたからである。太政官と言うのは、行政の最高の役所で、さしずめ今の政治機構で言えば、内閣総理大臣の役所のある総理府のような一番行政上大切な役所で江戸時代まではこれを「ダイじょうかん」と呼び、明治になってからこれを「ダじょうかん」と「イ」を抜いて呼ぶようになった。

その最高の長官を「太政大臣」と呼ぶ。しかしこれは平安時代までは置かないのが普通であった。

平素は左大臣が最高で右大臣がこれに次ぎ、その下が大納言、中納言、参議であった。参議は今の国務大臣に相当する。長岡京の前半は右大臣が一番上で、後半には右大臣さえ置かず、大納言が最上席であった。

さて、「院」とは土塀（築地＝ついじ）で囲まれた建物の一群を言う。塀を回らさない病院や医院は院とは言えない。寺院も高塀がなければそう呼んでは間違いなのである。

さて、その宅守が築いたらしい太政官の院の垣が、鶏冠井町稲葉に長さ八十二メートル高さ一・二メートル、下の厚さ一・八メートルの規模で残っていたのである。

地上に一・二メートル以上も土塀が残っていたことは大変珍しいことである。都では長岡京だけである。地方の役所では、日本海の蝦夷（えぞ）を防ぐために平安時代に築造した秋田城のものがあるだけで、その次はもう鎌倉時代まで下らないと見ることはできない。

この塀は下幅が六尺（一・八メートル）、上幅で四尺（一・二メートル）、高さ十三尺（約四メートル弱）あったはずである。

この大きさの塀は約三・〇メートル築くのに、十三人の築工と四人半の土上げ人夫を必要とした。仮に太政官の周囲を千六百尺（四百八十四メートル）とすると、二千八百十八人の人手がいることになる。

その他に原料の土や縄や柱や板や瓦なども大量に必要としたであろう。これをすべて大秦宅守が寄付したのである。

宅守の父は恭仁京（くにきょう）の大垣を築いた功により正四位下に昇され、造宮輔（ぞうぐうのすけ）まで勤めた人で宅守の姉妹の一人は中納言藤原小黒麻呂に嫁入って、できた子に葛野麻呂（かどのまろ）という名をつけていた。葛野とは右京区や西京区の古い名前である。

（文　中山修一氏）

▲発掘が進む太政官の院の垣跡？（鶏冠井町稲葉）

ご利用上の注意点

整理の都合上、登録時には相手の紹介は行いません。

▷斡旋方法　提供と希望が一致したものについて、登録順（先着順）に紹介（斡旋）します。
▷登録方法　提供者、希望者とも電話で受け付けます。
▷対象品目　再利用の価値のあるもの。ただし、修理を必要としたり、故障したもの、衣料品、食料品、くつ、書籍文具類などは除きます。
▷登録期間　登録した日から3か月
▷報　告　登録が不要になったとき、交渉結果がわかり次第、市民安全課までご連絡ください。
▷お問い合わせ　市民安全課消費生活係　内線235

あなたのご家庭で、まだ十分使用できるのに、不用になった物はありませんか。捨てる前に、このコーナーへご連絡なさってはいかがでしょう。登録の有効期間は、登録した日から3か月です。右の品物は、現在登録されているものです。

なお、交渉結果がわかりしだい、必ず市民安全課までご連絡ください。

（ゆずります）

ドラムセット……1件　工業用ミシン……1件
子ども用自転車……1件　都市ガス用湯沸器……2件
ウィンドファン……3件　卓上天ブラなべ……1件

（ゆずってください）

鳥カゴ・三輪車・ジグザグミシン・子ども用自転車・幼児用自転車・学童机・大人用自転車・オルガン・ソファーベッド・ブランコ・スベリ台・二段ベッド・うす・ベビーバギー・顕微鏡・電気ゴタツ・乳母車

市役所の電話番号は……☎九三一―一一一一